平成２１年（フ）第３１８号
神戸市西区伊川谷町潤和６―109
債務者　加地　利果（旧姓大下・丸安）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
神戸市西区南別府１丁目18―11―202
債務者　川﨑　浩子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
兵庫県明石市南貴崎町２－１―301
債務者　藪内　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
兵庫県明石市魚住町清水99―２―102
債務者　吉澤　悦男
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
兵庫県明石市魚住町清水2280―１　ヨーロピアン34番館205号
債務者　樋上　道広
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
兵庫県明石市大久保町谷八木734―２　第１フジハウス、旧住所兵庫県明石市魚住町長坂寺1174―109
債務者　漆垣美樹雄
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
兵庫県明石市松の内２丁目８－４―303
債務者　赤松久美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３号
山口県下関市川中豊町５丁目３番30号
債務者　唐川あゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
山口県下関市一の宮町４丁目７番23号　ストリームコーポあゆみ106号、申立時の住所山口県下関市秋根新町７番９―506号　公団住宅
債務者　進　　栄次
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
山口県下関市長府新四王司町14番23号
債務者　杉野　幸恵
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
山口県下関市関西町13番36号
債務者　松井ハルミ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
富山市小杉739番地９
債務者　福重美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７号
福岡県行橋市西宮市１丁目６番８号フォンテーヌ103
債務者　満野　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
福岡県行橋市大字辻垣491番地ハイムオークスⅡ602
債務者　林　千恵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
千葉県松戸市西馬橋４丁目87番地
債務者　藤澤　健一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５６９号
千葉県柏市西町５番43号グリーンアーバン２―102号
債務者　永利　　功
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７０号
千葉県柏市西町５番43号グリーンアーバン２―102号
債務者　永利　奈緒
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部